

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和8年5月7日

四條畷市農業委員会議事録

令和8年5月7日(木)午後1時30分

四條畷市市民総合センター 3階視聴覚室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、土井 一憲、 岡嶋 祐之、林 秀一、小林 克重、西尾 秀文、片下 周司、 田中 邦明

2 本日の欠席委員

久門 廣美

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局主査	衣笠 航平
事務局書記	松永 悠汰

4 本日の議案

日程第1〔議案第106号〕	農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件
日程第2〔議案第107号〕	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨 の証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
欠席者は久門委員です。
本日の議事録署名者には、片下 周司委員と田中 邦明委員の
お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思いますので、
円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしく
お願いします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

農地法第4条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長
事務局主査

議案第106号につきまして、事務局より説明をお願いします。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
美田町799-1、800-1は、なわてスポーツドームの東側付近です。現況は前方モニターのとおりで、転用目的は露天駐車場となっております。
今回は、申請地がすでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出していただきました。
なお、地区農業委員の岡嶋委員ともご相談のうえ、現地調査は不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
番号2の場所については、位置図No2をご覧ください。
田原台1丁目13-15は、内外電機京阪奈工場の北東側付近です。現況は前方モニターのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。
今回は、申請地がすでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出していただきました。
なお、地区農業委員の丸石会長代理、片下委員ともご相談のうえ、現地調査は不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員
事務局主査

40～50年前にはすでに駐車場だった。どこが管理すべきだったか。
今回は開発に関係する事例となりますが、何が原因で農地転用の届出がなされていなかったのか、様々なパターンが存在するなか、現在となつては詳細を把握することが困難な状況です。林委員ご指摘のように、原理原則に立ち返りますと、本来は原状回復を行い、営農可能な状態に整えてから再度届出を行うべきですが、現実的ではないことから、現在は始末書の提出をもって認められている対応となります。
市街化調整区域における転用許可であれば、より厳格になりますが、今回は市街化区域であり、市街化を促進する趣旨も踏まえたと、やむを得ない措置であると判断されるところです。

林委員
事務局主査

田原台の事例も同様ではないか。
田原台につきましても、開発当時の事情が関係しており、適正に転用届出がなされているケースと、なされていないケースが混在しています。今回は、土地を受け継がれた方が適切な対応をされたことで、今回の届出に至ったという経緯がございます。

土井委員
事務局主査

建築確認申請を提出する段階でわかるのではないか。
ご指摘のとおりです。本来であれば、開発が行われるタイミングで一括して転用の手続きがなされます。しかしながら、当時の田原台においては、引き続き耕作を希望する方には換地により農地を残すことが認められて

土井委員	いたと聞き及んでおります。そのため、実際に宅地を建築する段階で、手続きが行われていなかったと判明する事例も考えられます。
事務局主査	建設部局と農業委員会が連携できていれば、このような事態には至りにくかったのではないかと。
議長 全委員 議長	現在は開発協議の段階で、農業委員会にも必ず情報共有がなされる運用となっていますが、当時はそのような仕組み化が不十分であったと思われます。当時の真相はわかりかねますが、結果として対応が後手になってしまった。 他にご質問はありますか。 なし。 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2 議案第107号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長 事務局長 事務局主査	議案第107号につきまして、事務局より説明をお願いします。 議案朗読。詳細については担当より説明します。 それでは、ご説明いたします。 この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。 今からご説明します案件につきましては、林委員が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますので、一時ご退席いただきます。 番号1の場所については、位置図No3、4をご覧ください。 岡山東3丁目784－3他9筆は新間池の西側付近、西中野3丁目195－1他2筆は、岡部小学校の西側付近で現況はそれぞれ前方モニターのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。 番号2の場所については、位置図No5、6をご覧ください。 大字上田原745－1は北谷川の東側付近、大字上田原915－1、2は仙女橋の北側、南側付近で、現況はそれぞれ前方モニターのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。 事務局からの説明は、以上でございます。
議長 全委員 議長	ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。 なし。 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議 長) 会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記